

釧路市住宅用太陽光発電システム導入補助制度
補助金に係る財産処分等の承認基準

制定 平成26年 4月 1日

改定 平成30年 4月24日

第1条 趣旨

この承認基準は釧路市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱の規定に基づく財産処分について、承認基準を定め、承認手続き等の一層の弾力化及び明確化を図るものとする。

第2条 財産処分の定義については、以下の通りとする。

- (1) 売却：補助対象財産の所有者の変更
- (2) 譲渡：無償による補助対象財産の所有者の変更
- (3) 交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換
- (4) 貸与：補助対象財産の所有者を変更することなくリースまたはレンタルで貸し付けること
- (5) 廃棄：補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること
- (6) その他：補助対象財産に申請時の公称最大出力を下回るような変更を加える場合、及び担保に供すること等

2. 財産処分を行う場合は、第6条補助金返還免除の特例を除き、当該補助金の返還を行うものとする。

第3条 承認の手続き

- (1) 申請手続きの原則

補助事業者等が財産処分をする場合は、あらかじめ市長へ釧路市住宅用太陽光発電システム導入補助財産処分承認申請書（様式第1号）を提出することにより申請手続きを行う。但し、災害等やむを得ない場合は事後申請を認めるものとする。

- (2) 承認

釧路市住宅用太陽光発電システム財産処分承認通知書（様式第2号）の発行をもって行うが、市長が必要と認めた時は、条件を付すことが出来る。

第4条 補助金返還金額の算定について

当該補助金の返還金額については、以下の通りとする。

- (1) 売却の場合の返還金額は、残存簿価相当額に補助率（補助金交付額が補助対象経費に占める割合）を乗じて得た額とする。

- (2) 譲渡の場合の返還金額は譲渡時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
- (3) 交換の場合の返還金額は交換時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
- (4) 貸与の場合の返還金額は、リースまたはレンタルで貸付ける開始時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
- (5) 廃棄の場合の返還金額は、廃棄時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
- (6) 補助対象財産に申請時の公称最大出力を下回るような変更（移設または一部の取り外しによる太陽光電池モジュール（太陽光発電用パネル）の枚数の減少等）を加える場合は、その変更時の残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額に、減少した出力相当分を勘案した上で補助金の一部を返還するものとする。
- (7) 担保に供する場合は、担保権実行時に補助金を返還するものとし、返還金額は担保権実行時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
- (8) 財産処分における残存簿価相当額は、市長の定める方法により算定する。
- (9) 返還額を算定する算出期間は工事完了日から財産処分実施日とし、月単位で算出するものとする。

第5条 補助金の返還について

補助事業者は、「釧路市住宅用太陽光発電補助金返還請求通知書（様式第3号）」発行日から起算して、30日以内に記載されている返還金額を返還するものとする。期間内に返還されない場合は、期限の翌日から未納に係わる金額に対して、その未納に係る期間に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に基づいて計算した延滞金を併せて徴するものとする。

第6条 補助金返還免除の特例

次に掲げる財産処分に該当する場合は、補助金返還を免除することとする。

- (1) 災害または火災によって使用できなくなった場合、もしくは立地上または構造上危険な状態にある場合の取り壊しまたは廃棄等
- (2) 道路拡張整備等の設置者の責に帰することが出来ない事由によるやむを得ない取り壊し等

第7条 補助対象システムの管理・運用に関する変更等

次に掲げる補助対象システムの管理・運用に関する変更等を行う場合は、財産処分とは区別して補助金の返還を要しないものとする。

(1) 補助事業者の名義変更

次に掲げる補助事業者から親族等に電灯契約の名義を変更する場合であって、補助の対象システムに係る権利義務を継承する親族等が、当該対象システムを善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図り、当該補助対象システムの処分に当たっては、第1条から第6条の適用を受けることを確約する場合。

①補助事業者の死亡、またはこれに類する事情に起因した相続、財産分与等による名義変更

②同居親族への名義変更

③補助事業者の親族として同居していた者への名義変更

(2) 当該システムが設置された家屋を貸家として賃貸する場合

ただし、補助事業者は自信が当該システムを運用していた時と同様な管理義務と適正な運用を図る義務を引き続き負うものとする。

(3) 不具合等により対象システムを修理する場合

(4) 設置する建物・場所等の変更に伴う対象システム移設の場合（ただし、第4条第6項の場合を除く。）

第8条 その他

市長は財産処分に係る申請において、補助事業者の死亡、行方不明、その他補助事業者にやむを得ない事情がある場合は、親族や関係者等にも協力を求めて、補助金返還または免除等の手続きを弾力的に処理するものとする。

附則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

この改定は、平成30年4月24日から効力を有するものとする。

参考

①残存簿価相当額の算出方法

※償却については定額制とする。

$$\text{補助対象経費} \times ((\text{法定耐用年数} - \text{設置経過年数}) / \text{法定耐用年数})$$

②返還金額の算出方法

$$\text{残存簿価相当額} \times \text{補助率}$$

例1

対象経費総額500万円 設置経過年数2年6か月 補助額15万円

$$\begin{aligned} \text{残存簿価相当額} &= 500 \times ((17 - 2.5) / 17) \\ &= 426.5 \text{ (万円)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{返還金額} &= 426.5 \times (15 / 500) \\ &= 12.80 \text{ (万円)} \end{aligned}$$

例2

対象経費総額200万円 設置経過年数2年6か月 補助額15万円

$$\begin{aligned} \text{残存簿価相当額} &= 200 \times ((17 - 2.5) / 17) \\ &= 170.6 \text{ (万円)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{返還金額} &= 170.6 \times (15 / 200) \\ &= 12.80 \text{ (万円)} \end{aligned}$$

※単純に補助額に (法定耐用年数 - 設置経過年数) / 法定耐用年数を乗じたものと同じ値になる。

$$\begin{aligned} \text{返還金額} &= 15 \times ((17 - 2.5) / 17) \\ &= 12.80 \text{ (万円)} \end{aligned}$$